

会員登録のつもりが 契約に

Q 国内事業者サイトから映画館の会員登録しようと「スタート」ボタンをクリックし、クレジットカード情報など入力したら、「5 日間の無料期間後、月額約 7,500 円かかる」と表示された。登録のはずが別サイトの契約に。どうしたら良いか？

(40 代 女性)

A 「スタート」、「OK」、「いますぐ視聴する」等のボタンを模した広告は消費者がサイトで会員登録する際の画面など、何か手続きしようとするタイミングで表示されています。「スタート」等の文字が広告枠いっぱいに表示されているため他の事業者が出している広告と認識しないまま「スタート」ボタンをクリックし他のサイトに誘導されているのです。

枠の端に小さい「×」印等があれば広告です。クレジットカード情報を伝えた場合契約の意志がなかった事をクレジットカード会社に伝え対処しましょう。不安を感じた時には消費生活センターにご連絡ください。

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきっとプラザ 2 階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10 時～16 時（年末年始・土日祝日を除く）